

平成26年度
包括外部監査の結果報告書
(概要版)

愛知県包括外部監査人
公認会計士 柏木勝広

目 次

「情報システムに関する財務事務の執行について」

	頁
第 1 外部監査の概要	2
1. 外部監査の種類	2
2. 選定した特定の事件（テーマ）	2
3. 事件（テーマ）を選定した理由	2
4. 外部監査の対象部署	2
5. 外部監査の対象期間	2
6. 外部監査の実施期間	2
7. 外部監査の方法	3
8. 外部監査の補助者	3
第 2 情報システム及び情報セキュリティ施策に関する概要	4
第 3 外部監査の結果－総括的事項－	5
1. 「IT 調達の手引き」の位置づけについて（意見）	5
2. 情報セキュリティポリシーの位置づけについて（意見）	5
3. 情報セキュリティに関する報告について（意見）	5
4. 情報セキュリティポリシー等に係る P D C A サイクルの構築について（意見）	6
5. 情報セキュリティに関する研修受講の促進について（意見）	6
6. 「あいち ICT 活用推進本部」の積極的な活用について（意見）	6
7. IT ガバナンス強化のための体制の構築について（意見）	7
第 4 外部監査の結果－個別的事項－	7
I 情報システムの調達に係る事務手続について	7
1. 情報システム調達時の一般競争入札について	7
2. 情報システム調達時に考慮すべき事項について	7
3. 情報システム開発時のテストについて	8
II 情報システムの調達に係る経済性・効率性・有効性について	8
1. 情報システム適正化支援事業について	8
2. 情報システムのサービス品質保証について	9
III 情報セキュリティに係る事務手続について	9
1. 外部記録媒体の管理について	9
2. 外部委託業者に対するセキュリティ対策について	10
3. 事故等を発見した時の措置について	10
4. 情報資産の管理状況について	10

5. 情報資産の持出しについて	13
6. 管理者権限の付与について	13
7. 不正アクセス対策について	14
8. ソフトウェアの追加インストールについて	14
9. ファイルの共有について	14
10. 離席時のセキュリティ対策について	15
11. ID、パスワードの管理について	15
12. 自己点検について	16

「健康の保持・増進に係る施策に関する財務事務の執行及び当該施策に関連する主要な財政的援助団体に関する財務事務について」

	頁
第1 外部監査の概要	18
1. 外部監査の種類	18
2. 選定した特定の事件（テーマ）	18
3. 事件（テーマ）を選定した理由	18
4. 外部監査の対象部署	18
5. 外部監査の対象期間	18
6. 外部監査の実施期間	18
7. 外部監査の方法	19
8. 外部監査の補助者	19
第2 健康の保持・増進施策に関する概要	20
第3 外部監査の結果	21
I あいち健康の森健康科学総合センター（愛称：あいち健康プラザ）	21
1. あいち健康プラザ全般について	21
2. 健康開発館について	25
3. 健康宿泊館（あいち健康の森プラザホテル）について	25
4. 健康科学館について	26
II 公益財団法人愛知県健康づくり振興事業団（Iに係るものを除く）	27
1. 公益財団法人愛知県健康づくり振興事業団の財務事務について	27
2. 総合健診センターについて	28
3. 愛知県健康づくり振興事業団補助金について	29
III 保健所	30
1. 機関の概要	30
2. 監視・指導業務について	30

3.	検査用試薬の管理について	3 1
4.	財産管理について	3 2
IV	衛生研究所	3 3
1.	機関の概要	3 3
2.	調査研究について	3 3
3.	検査用試薬等の管理について	3 3
4.	物品管理について	3 4
V	動物保護管理センター	3 5
1.	機関の概要	3 5
2.	登録・飼養許可・立入検査業務について	3 5
3.	物品管理について	3 5
VI	本庁における事業	3 5
1.	健康日本 21 あいち新計画について	3 5
2.	B型・C型肝炎患者医療給付事務処理業務委託について	3 6
3.	公衆浴場施設整備費補助金について	3 6
4.	危険ドラッグ対策について	3 6
5.	保健所及び衛生研究所における行政サービスに係る手数料及びあいち健康プラザの施設に係る使用料等の算定方法について	3 7
6.	保健所及び衛生研究所における手数料の徴収方法について	3 8

・報告書中の数値は、端数処理の関係で総額と内訳の合計とが一致していない場合がある。

・外部監査の結果のうち、違法又は不適切な疑いがあり、是正措置が必要と考える事項については（指 摘）として表記し、直ちに是正措置が必要とまでは考えないが、是正措置の検討が望まれる事項については（意 見）として表記している。

「情報システムに関する財務事務の執行について」
(概要版)

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

情報システムに関する財務事務の執行について

3. 事件（テーマ）を選定した理由

第五次行革大綱では、「汎用コンピュータの廃止及び情報システムの再構築」が位置づけられており、この着実な実行が課題となっている。地方自治体における人材に限られる中で、県民の利便性向上を図り、効率的・効果的な行政運営を遂行するため、情報システムの利用は必要不可欠なものとされる。一方で、厳しい財政状況の中で情報システム関連の開発及び運用経費の負担を軽減する観点から、効果的な開発や経費の削減が期待されているところである。

また、県の情報システムには個人情報などの重要な情報が保有されており、情報セキュリティの徹底が求められているところである。

よって、県の情報システムに関する財務事務について、法令等に対する合规性、3E（経済性・効率性・有効性）及び情報セキュリティの観点から幅広く検討することは、県にとって有意義であると考え、監査テーマとして選定した。

4. 外部監査の対象部署

地域振興部情報企画課（全般的な内容、庁内クラウド）

総務部税務課（税務システム）

総務部人事課（人事管理総合システム）

県民生活部 愛知芸術文化センター愛知県図書館（図書館システム）

建設部建設企画課（建設行政情報システム）

会計局管理課（財務システム）

5. 外部監査の対象期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日

（ただし、必要に応じて過年度に遡り、また平成26年度予算額も参考とする。）

6. 外部監査の実施期間

自：平成26年6月13日 至：平成26年12月15日

7. 外部監査の方法

(1) 監査の主な要点

- ① 情報システムの調達に係る事務手続が関係する法令や条例等に準拠しているかどうか（合規性）
- ② 情報システムの調達・運用が3E（経済性・効率性・有効性）の観点から適切に実施されているかどうか
- ③ 情報システムの調達・運用に係る事務手続が、県の条例・規則・規程及び情報セキュリティポリシーに準拠して効果的・効率的に運用されているかどうか。

(2) 主な監査手続

- ① 関連書類一式を閲覧し、合規性の検証のための関連規則等との照合を実施した。
- ② 経済性・効率性等の検証のために、どのような事務処理や業務改善等がなされているかについて、担当部署に対してヒアリング及び関連書類の調査・分析等を行った。
- ③ 情報セキュリティに関する法制度、総務省・経済産業省等の基準及びシステム監査基準を踏まえ、担当部署に対してヒアリング及び関連書類の調査・分析等を行った。
- ④ 必要と考えた施設等の現場視察を行った。

8. 外部監査の補助者

公認会計士 2 名、公認情報システム監査人 3 名、システム監査技術者 1 名、
弁護士 1 名

第2 情報システム及び情報セキュリティ施策に関する概要

県においては、IT調達の基本手順を示すとされる「IT(情報システム)調達指針」、及び情報システムを適正化し、経費を削減する目的から、IT調達において遵守すべき基本的なルール及び留意事項を取りまとめた「IT調達ガイドライン」(平成20年3月31日から適用。現在は平成26年4月1日に改訂されている。)が定められている。

また、上記「IT調達ガイドライン」に対する解説書の位置づけとして、情報システムの調達において、これに関わる職員が理解しなければならない基本的な考え方や遵守すべきルール、留意事項について「IT調達の手引き」(本監査の対象期間当時は平成25年7月改訂版が適用されていた。現在は平成26年6月に改訂されている。)が作成されている。

また、情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準を合わせて全庁的・共通的なルールとして平成15年10月に「愛知県情報セキュリティポリシー」を策定し、平成25年度まで4回の改正を行っている。

「愛知県情報セキュリティポリシー」(平成26年4月1日)の内容は以下のとおりである。

<「愛知県情報セキュリティポリシー」(平成26年4月1日)>

第1章	情報セキュリティ基本方針(第1条～第11条)
第2章	情報セキュリティ対策基準
第1節	人的セキュリティ対策(第12条～第16条)
第2節	情報資産の管理(第17条、第18条)
第3節	物理的セキュリティ対策(第19条、第20条)
第4節	技術的セキュリティ対策(第21条～第26条)
第5節	運用面におけるセキュリティ対策(第27条～第33条)
第6節	評価及び見直し(第34条、第35条)
附則	

なお、当該ポリシーにおいては、各情報システムに固有のセキュリティ要求については各情報システム所管所属において実施手順を定めるものとされている。

第3 外部監査の結果－総括的事項－

1. 「IT調達の手引き」の位置づけについて（意見）

県のIT調達に係るルールとして定められる「IT調達ガイドライン」に対する解説書として「IT調達の手引き」が策定されている。「IT調達ガイドライン」の記載内容は、IT調達における契約及び入札の骨子について定めたものであり、IT調達において留意すべき具体的な事項についての詳細な定めはない。また、同手引きは、情報システム導入に係る一般的な留意事項を例として紹介する内容となっており、標準的な手続を具体的に定める記載方法が採られていない。情報システムの調達に係る事務手続の標準化及び情報システムの調達の経済性・効率性・有効性の観点から「IT調達の手引き」を標準的な調達手順として位置づけたうえで、IT調達に係る企画段階で考慮すべき要求事項及びテスト工程における具体的な手順を定めることが望ましい。

2. 情報セキュリティポリシーの位置づけについて（意見）

「愛知県情報セキュリティポリシー」は、その策定にあたり、知事を本部長とする「あいちIT活用推進本部（現：あいちICT活用推進本部）」の本部員会議において決定されたものである。しかし、平成24年4月改正時には全部局の主管課長を構成員とする情報セキュリティ対策会議において審議及び承認された後、地域振興部長の決裁により改正及び周知されていた。情報セキュリティ要求水準を全庁的なものとして決定する観点から、「愛知県情報セキュリティポリシー」の改正についても、本部員会議により決定されることが望ましい。

3. 情報セキュリティに関する報告について（意見）

今回の監査対象6所属における実際の運用では各部局の担当課長に代わり主に課長補佐が対応しており、愛知県情報セキュリティポリシーに基づく情報システム管理者の自己点検の結果について課長本人への報告が行われたことを示す記録も残されていないケースが散見された。しかし、情報セキュリティに関する事項は、全庁的な情報セキュリティあるいはITガバナンスを確保する観点から報告が求められるものであるため、事務決裁規程の一般的な区分による権限移譲には馴染まないと考えられる。そのため、情報セキュリティ管理者に割り当てられた事務については、最終的に管理者本人へ報告することが望ましい。

4. 情報セキュリティポリシー等に係るPDCAサイクルの構築について（意見）

県では、全職員へ「情報セキュリティに係る自己点検票」を配付し、自己点検を実施するとともに、情報システム管理者については所管する情報システム等に係る自己点検を実施している。しかしながら、実際のポリシー等の理解は各部局担当者において取扱いが異なるケースもあり、後述する個別の監査結果に記載のとおり、必ずしも問題なくポリシー等が遵守されているとは言いがたい状況にある。そのため、上記自己点検の回答結果は、その実効性について課題があると考えられる。自己点検の項目を吟味するとともにその回答結果をポリシー等の改定へ反映すべく、いわゆるPDCAサイクルの構築を強化することが望ましい。

5. 情報セキュリティに関する研修受講の促進について（意見）

「あいちICTアクションプラン2015」において重点的に展開する施策のひとつに挙げられる「信頼のおける情報通信社会への進化」に係る評価指標は「情報セキュリティに関する研修の受講人数」であり、「情報化リーダー」を対象とした研修について、前年度実績値を超える人数が目標として設定されている。平成25年度については、前年度の受講人数を上回っており目標を達成しているが、平成23年度と比較すれば依然として低い水準となっている。「あいちICTアクションプラン2015」の評価指標とされる「情報化リーダー」を対象とした研修についてもより積極的な受講の促進を図り、情報セキュリティ教育を充実させることが望ましい。

6. 「あいちICT活用推進本部」の積極的な活用について（意見）

県は、「あいちICT活用推進本部」により施策の進行管理や、情報通信社会の進展に伴う課題の把握を継続的に行う方針としている。同推進本部は、「あいちICT活用推進本部運営要領」に基づき、本部員会議、有識者会議、幹事会及び情報セキュリティ対策会議等で構成される。以上の状況を踏まえ、以下の2点を提案したい。

（1）本部員会議の定期的な開催

「あいちICT活用推進本部」の中核を構成する本部員会議は平成24年度より開催されていない。本部員会議は、「あいちICT活用推進本部」の中核をなす会議体であり、重要な施策の進行管理及び情報通信社会の進展に伴う課題の把握を行い、発行されるレポートの内容に係る情報共有を行うとともに、有識者会議での検討結果の活用を図るため、定期的な開催を行うことが望ましい。

(2) 有識者会議の開催結果の公開

有識者会議の開催結果は平成20年度以降分について公式Webサイト上で公開されていない。有識者会議の開催結果及び議事録を速やかに公表することにより、開かれた行政の実現を促進することが望ましい。

7. ITガバナンス強化のための体制の構築について（意見）

PDCAサイクルによる情報セキュリティポリシーの見直しが十分でないことから、実際の運用と乖離している状況も見受けられており、ITガバナンスが十分に機能していないと考えられる。これを改善するための方策としては、県において全庁的な情報システムを統括する役割を担う、専門的知見を備えたCIO（最高情報責任者）を設け、そのリーダーシップのもとにITガバナンスを推進するとともに、そのような活動を支える体制及びルールを構築することが考えられる。

第4 外部監査の結果—個別的事項—

I 情報システムの調達に係る事務手続について

1. 情報システム調達時の一般競争入札について

① 契約単位の区分について（意見）

図書館システム更新の基幹部分であるパッケージソフトウェアとデータセンター提供については、最低価格落札方式による一般競争入札によって合わせて行われていた。しかし、調達の競争性や透明性を高め、コスト低減を進める観点からは、パッケージソフトウェアの提供とデータセンターの提供の契約単位を分離する、さらにデータセンター分をハードウェアの提供とハウジングの提供を分離して契約するなどの方法が考えられる。したがって、今後このような件については、調達の競争性や透明性を高め、コスト低減を進めるため、契約単位の見直しを検討することが望ましい。

2. 情報システム調達時に考慮すべき事項について

① 情報システム開発時における情報セキュリティ機能に係る一部機能の検討に係る記録について（意見）

税務システム、図書館システム、建設行政情報システム及び財務システムにおいて、「愛知県情報セキュリティポリシー」で定める情報セキュ

リティ対策のうち一部機能について、システムによる制御は行われていなかった。県の情報セキュリティ対策基準においてシステム開発時に検討すべきとされる項目については、システム開発要件の検討に係る記録を残すことが望ましい。

② 業務端末導入時におけるサポート期間の考慮について（意見）

業務端末に搭載されているOS（Windows XP）は、平成26年4月9日にサポートが終了しているが、その後においても継続して使用されていた。今後は、情報システム開発時における調達仕様書作成時において、OSのサポート期間を考慮した機器の導入を検討する等、セキュリティ要件を十分に考慮することが望ましい。

3. 情報システム開発時のテストについて

① テスト計画書の策定及び結果の記録について（意見）

図書館システム開発時のユーザー側のテストについて記録されている対象は、テスト結果に問題が検出されたテスト項目のみであり、問題がないとされたテスト項目に係る記録は残されていなかった。テストの十分性に係る事後的な検証を可能とし、システム開発時の機能や性能等の品質を一定水準以上に確保する観点から、テスト計画を作成することによりテスト項目及び役割分担を定めた上で、問題がないとされたものを含めて各テスト項目の結果を記録に残すことが望ましい。

II 情報システムの調達に係る経済性・効率性・有効性について

1. 情報システム適正化支援事業について

① 情報システム適正化事業支援対象の拡大について（意見）

地域振興部情報企画課は、年度ごとに県におけるシステムの改修等の案件を調査し、これについて定量的・定性的観点から評価を行い、情報システム適正化事業の支援対象を選定しており、平成25年度における支援対象候補は23システムが挙がっていたところ、支援対象とされたものは8システムであった。現状の事業の枠組みのまま支援対象を拡大した場合、具体的な支援作業の質が低下する可能性も発生しうるものの、県全体の情報システムの適正化につながる取組みであるため、支援を要するシステムが漏れなく対象に選定されることが望ましい。

2. 情報システムのサービス品質保証について

① SLAの未締結について（意見）

県が委託する人事管理総合システム及び建設行政情報システムの運用保守業務について、その品質を確保するためのサービス水準に関する取決めであるSLAが定められていなかった。SLAが締結されていない場合、県と外部委託業者との間でサービス水準に係る取決めが曖昧な状態が生じる。そのため、運用・保守サービス品質を一定以上に維持し、運用・保守コストの削減を図る観点より、SLAの締結を行うことが望ましい。あるいは、システムの稼働状況について、外部委託業者からの定期的な報告内容に含め、次回契約時の参考となる情報を収集することを検討されたい。

Ⅲ 情報セキュリティに係る事務手続について

1. 外部記録媒体の管理について

① 外部記録媒体の重要性分類について（意見）

今回の監査対象のうち庁内クラウド及び税務システムを除く情報システムで使用されている外部記録媒体について、重要性A以外の情報資産の重要性分類が行われているのか不明であった。そのため、識別された外部記録媒体を含むすべての情報資産については所定の重要性へ分類を行い、管理対象を明確にすることが望ましい。

② 外部記録媒体の接続に係る制御について（意見）

全庁的に使用される一人一台パソコン、税務システム、図書館システム及び建設行政情報システムで使用される端末において、業務用以外の外部記録媒体が接続・使用可能な状態であった。外部記録媒体の接続について、システムにより制御することを含め、セキュリティ対策を見直すことが望ましい。

③ 業務端末の外部記録媒体の規制解除に係る依頼記録について（意見）

総務部人事課は、業務上の都合により当該端末1台に対して外部記録媒体の規制を解除するよう地域振興部情報企画課に依頼している。しかしながら、当該依頼は口頭によるものであり、文書等の記録は残されていなかった。業務端末に係る規制解除を行う場合には、その理由とともに利用部門において適切な管理者により承認された記録を残すことが望

ましい。

2. 外部委託業者に対するセキュリティ対策について

① 外部委託業者の情報セキュリティに関する遵守状況の確認について（意見）

県は、汎用コンピュータシステム移行事業に係る外部委託業者に対して、情報セキュリティ対策の実施状況について確認を行っていなかった。県が要求する情報セキュリティを十分に確保する観点から、外部委託業者に対する情報セキュリティに関する遵守状況の検査など定期的な確認もしくはそれに準ずる対応を行うことが望ましい。

② 外部委託契約締結時における立入検査に関する検討について（意見）

県と外部委託業者との間に締結されている契約書（愛知県図書館第四期図書館システム用パッケージプログラム等の提供業務）には、必要に応じて県は外部委託業者の利用状況を監督することができる旨が定められているものの、情報セキュリティに関する遵守状況の確認のための立入検査に関する記載がなかった。図書館システムの十分なセキュリティの確保を図る観点から、契約締結時には外部委託業者に対する情報セキュリティに関する遵守状況の確認のための立入検査ができる旨を契約書の記載項目とすることが望ましい。

3. 事故等を発見した時の措置について

① 情報セキュリティに係る事故等の記録に係る報告について（意見）

平成 25 年度における県での情報紛失の事案について、総務省の様式にて事故の内容を記録及び保存し、情報セキュリティ統括責任者には口頭で報告されているとのことであるが、その報告内容に係る記録が残されていなかった。情報セキュリティに係る事故等の報告書の様式を定め、保管する手続を定めるとともに運用を行うことが望ましい。

4. 情報資産の管理状況について

① 情報資産の管理状況について（指摘）

各システム（建設行政情報システムを除く。）に係る情報資産管理簿について、情報資産管理簿の内容に実態と異なる記載があった。重要性 A の情報資産については定期的に保管状況を確認するとともに、不一致が生じた場合にはその原因を十分に調査し、必要に応じて情報資産管理簿の記載内容を実際の状況に合わせて更新するなどの対応を行うことにより、適切

な管理を行う必要がある。

② 情報資産管理簿の記載対象について（意見）

税務システムに使用される一部の機器は、別途作成されている一覧表等で名称、保管場所、利用者の範囲等は把握されているものの、重要性Aの情報資産管理簿には記載されていなかった。総務部税務課では、当該機器について重要性Aの情報資産として分類されるべきものとされるが、賃借物であることを理由として重要性Aの情報資産管理簿に記載していなかった。当該機器についても重要性Aの情報資産管理簿へ記載し、情報の名称、保管場所、利用者の範囲等を明らかにして管理することが望ましい。

③ 情報資産管理簿の記載単位について（意見）

建設行政情報システムに係るシステム設計仕様書及びプログラム仕様書はそれぞれ複数冊保管されているものの、情報資産管理簿にはまとめて記載されており、システム名、内容、冊数等に基づき現物と照合することができなかった。また、財務システムに係る情報資産管理簿には、ひとつの情報資産について複数の保管場所が記載されていたため、現物と照合することができなかった。情報資産管理簿は、現物と突き合わせができるよう現物の名称、形態、数量等を記載するとともに、記載内容について定期的に確かめ、必要に応じて実際の状況に合わせて更新することが望ましい。

④ 情報資産の毎月の確認について（意見）

庁内クラウド、税務システム及び人事管理総合システムにおいて、平成25年度の重要性Aの情報資産管理簿は、定期的に記載内容が更新されているものの、毎月の確認が実施されていなかった。「愛知県行政情報通信ネットワーク運営管理要領」にしたがって管理すべき重要性Aの情報資産については毎月の確認を実施し、その記録を残すことが望ましい。

⑤ 情報資産の確認に係る頻度の定めについて（意見）

建設部建設企画課及び会計局管理課は、情報資産台帳（重要性分類：A）を年度ごとに更新している。しかしながら、建設行政情報システムの運用に関して必要な手順を定めた「愛知県建設行政情報システム運用手順書」及び「財務システム情報セキュリティ実施手順」には、具体的な確認に係る頻度は定められていなかった。情報資産台帳の更新頻度が

長期の場合、端末や外部記録媒体の購入・廃棄などにより管理対象とすべき情報資産の内容に変更があった場合に管理すべき対象に漏れが生じる可能性がある。そのため、各システムに係る手順書において、情報資産の確認に係る頻度を具体的に定めることが望ましい。

⑥ 未使用の外部記録媒体の管理について（意見）

地域振興部情報企画課が所管するサーバラックの中に、未使用の外部記録媒体が保管されていた。地域振興部情報企画課では、このような未使用の外部記録媒体に係る保管状況を把握していなかった。未使用の外部記録媒体の払出しが管理されていない場合、外部記録媒体の使用状況を把握することができず、情報資産の管理を十分に行うことができない。そのため、外部記録媒体の管理は、未使用分と使用済み分の保管場所を分離し、使用するために払出したものの記録を残すことにより使用状況を管理することを検討されたい。

⑦ 情報資産に係る識別子について（意見）

地域振興部情報企画課ネットワーク管理グループが所管する一人一台パソコンについて、地域振興部情報企画課ネットワーク管理グループが作成した重要性Aの情報資産管理簿に記載されているにもかかわらず、情報資産の重要性分類を示すための識別がされていなかった。また、総務部人事課が所管する複数の場所に保管されていた重要性Aの情報資産について重要性分類を示すための識別がされていなかった。さらに、建設行政情報システムのために使用される重要性Aの情報が記録された記録媒体について、重要性分類を示すための識別がされておらず、当該記録媒体を保管する箱を重要性Aとして識別していた。重要性Aの情報資産に重要性分類を識別するという定めは、県職員が一見してその重要性を判別できるようにすることで情報資産の取扱いを適切に行うためと考えられるため、対象とされる情報資産について漏れなく対応することが望ましい。

⑧ 確定した情報を記録した外部記録媒体の書込み禁止措置について（意見）

税務システムにおいて、書棚に保管されている外部記録媒体は、書込み可能な状態であった。これらの外部記録媒体は重要性Aの情報資産管理簿に記載された重要性Aの情報資産であり、確定した情報が収録されている。書込み可能な状態で外部記録媒体が保管されている場合、記録

された情報について、意図しない修正、消去等加工が行われる可能性が生じるため、該当する情報資産について、書込み禁止措置に係る対応を検討することが望ましい。

⑨ **情報資産の保管場所について（意見）**

人事管理総合システムにおいて、紙面資料であるシステム仕様書が、施錠することができない書棚へ保管されていた。これらの文書が施錠可能な書庫に保管されていない場合、担当者以外の者が容易に接近又は閲覧することが可能となり、情報の秘匿性が損なわれる恐れがある。そのため、重要性Aに該当する紙面資料についても、施錠可能な場所に保管することが望ましい。

5. **情報資産の持出しについて**

① **外部記録媒体返却時のウイルスチェックについて（意見）**

税務システムにおいて、貸出した外部記録媒体について、返却時のウイルスチェックの実施が徹底されていなかった。外部記録媒体の使用において庁舎外へ持ち出されない場合でも、コンピュータウイルス等に感染する可能性が全くないとは限らない。外部記録媒体の貸出しを行う場合は、庁舎内での作業であっても、その返却時にウイルスチェックを実施することが望ましい。

6. **管理者権限の付与について**

① **管理者権限に係るモニタリング記録と頻度について（意見）**

税務システムの本番環境に対する管理者権限のアクセス状況について、総務部税務課は外部委託業者への監査時にヒアリングによって把握しているものの、その記録は残されていなかった。仮に外部委託業者において未承認の操作が行われた場合、それらの事象を適時に発見できない可能性がある。したがって、管理者権限の使用状況に係るモニタリングの頻度を高めるとともに、その記録を残すことが望ましい。

② **参照ツールのアクセス権限について（意見）**

当該ツール利用時に設定されている人事管理総合システムのデータベースに接続する際のIDに、不要な管理者権限が付与されていた。「人事管理総合システム情報セキュリティ実施手順」では、管理者権限は、あらかじめシステム管理者が指名する必要最小限の者のみに与えることと定められている。当該ツールは、データの参照を目的として利用してい

ることから、参照権限のみを付与したIDを使用することが望ましい。

7. 不正アクセス対策について

① 被害を伴わない不正アクセスの記録について（意見）

「愛知県情報セキュリティポリシー」は、「不正アクセスによる被害を受けた場合には、その記録を保存する」と定められているため、被害を伴わない不正アクセスが発生した場合において記録を残す必要がないとも解しうる。平成25年度において不正アクセスが発生した実績は発見されていないものの、仮にそのような事態が生じた場合には、担当職員の解釈によっては不正アクセスの記録が残されない可能性がある。したがって、不正アクセスが検出された場合は、被害の有無に関わらずアクセスの手段やその日時等の記録を残す方針を明確にすることが望ましい。

8. ソフトウェアの追加インストールについて

① ソフトウェアのインストール権限について（意見）

図書館システムにおいては、運用上、標準外のソフトウェアをインストールする場合、総務課長による承認を得ることされるが、未承認のソフトウェアがインストールされる可能性がある環境であった。未承認のソフトウェアがインストールされることを防止するための対応を図ることが望ましい。

9. ファイルの共有について

① ファイルサーバ等に係るパスワードの定期的な変更について（指摘）

ア. 建設部建設企画課（建設行政情報システムに関連するファイルサーバ）

建設部建設企画課が管理する建設部ファイルサーバへ接続する際に必要なパスワードについて、定期的な変更が実施されていなかった。ファイルサーバ等に係るパスワードについても機密性を高める観点から定期的に変更する必要がある。

イ. 会計局管理課（財務システムに関連するファイルサーバ）

会計局管理課が管理するファイルサーバへ接続する際に必要なパスワードについて、定期的な変更が実施されていなかった。ファイルサーバ等に係るパスワードについても機密性を高める観点から定期的に変更する必要がある。

10. 離席時のセキュリティ対策について

① 離席時のパスワードロックについて（意見）

スクリーンセーバーの起動及びスクリーンセーバーを解除するためのパスワードロックが設定されていない端末があった。パスワードロックの手動での対応は、設定を失念する可能性があるため、スクリーンセーバーのパスワードロック等による予防的統制も有効であると考えられる。そのため、スクリーンセーバーによる端末のパスワードロックに係る設定方針について検討を行い、全庁的なセキュリティ対策の水準を一定以上に保つ仕組みを構築することが望ましい。

11. ID、パスワードの管理について

① 管理者権限に係るパスワードの定期的な変更について（指摘）

ア. 総務部人事課（人事管理総合システム）

人事管理総合システムに使用される、管理者権限のIDに相当する一部のIDについてパスワードが変更されていなかった。したがって、上記IDのパスワードについても、定期的に変更する必要がある。

イ. 会計局管理課（財務システム）

財務システムに係るサーバの管理者IDに係るパスワードの変更は、当該IDを有する要員が別の要員に交代する時に行われている。現在の運用では、定期的な変更が行われているとはいえない。そのため、「愛知県情報セキュリティポリシー」に従いサーバの管理者IDに係るパスワードを定期的に変更する必要がある。

② 参照ツールに係るユーザー認証について（指摘）

人事管理総合システムにおける参照ツール使用時のユーザー認証は、管理者権限のID及びパスワードを参照し自動的に認証される仕組みであった。参照ツール使用時のユーザー認証に係るID及びパスワードは記憶させず、毎回入力する必要がある。

③ 業務専用端末に係るパスワードの定期的な変更について（指摘）

建設行政情報システムにおいて、業務専用端末へのログイン時パスワードについて、定期的な変更がなされていなかった。セキュリティ水準を維持するため、適切なパスワード管理を行う必要がある。

12. 自己点検について

① 情報セキュリティ統括責任者への報告記録について（意見）

各部局の所属長により実施された情報セキュリティポリシーの遵守状況に係る自己点検実施の結果について、地域振興部情報企画課長から地域振興部長への報告の事実及び承認の記録は残されておらず、少なくとも過去3年間は報告が口頭により行われていたとのことである。情報セキュリティポリシーの遵守状況に係る所属長による自己点検は、情報セキュリティポリシーについてのPDCAサイクルを構築する上で必要な手順であり、その実施結果については責任者である情報セキュリティ統括責任者へ確実に伝達する必要があると考えられる。そのため、地域振興部情報企画課長は情報セキュリティポリシーの遵守状況に係る所属長による自己点検結果の報告について、地域振興部長へ口頭によらず文書による報告を行い、実施内容について承認を受けた旨を記録として残すことが望ましい。

「健康の保持・増進に係る施策に関する財務事務の
執行及び当該施策に関連する主要な財政的援助団
体に関する財務事務について」

(概要版)

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

健康の保持・増進に係る施策に関する財務事務の執行及び当該施策に関連する主要な財政的援助団体に関する財務事務について

3. 事件（テーマ）を選定した理由

健康の保持・増進に係る施策は、平成25年度予算の「7つの柱」の施策のうち「安心できる健康・医療・福祉社会づくり」の一部に位置づけられており、県では「健康日本21 あいち新計画」を策定するとともに、健康長寿の実現を目指した施策を「あいち健康の森」を拠点として推進している。また、健康対策及び生活衛生対策は、県民の生命及び身体の安心・安全に対する危機管理の役割も担っており、少子高齢化の進展に伴う病気の予防の重要性の高まりとともに、その重要性は今後ますます高まっていくものと考え。こうした点から、県にとって重要であるとともに、県民の生活に密着し、県民の関心が高い領域であると考え。

よって、当該施策の財務事務について、法令等に対する合規性及び3E（経済性・効率性・有効性）の観点から幅広く検討することは、県にとって大きな意義があると考え、監査テーマとして選定した。また、公益財団法人愛知県健康づくり振興事業団は、健康づくりに関する事業活動を多岐にわたり展開していることから、当該団体が実施する事業についても監査対象とした。

4. 外部監査の対象部署

健康福祉部（健康の保持・増進に係る施策に関する事業を所管する課等）
公益財団法人愛知県健康づくり振興事業団

5. 外部監査の対象期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日

（ただし、必要に応じて過年度に遡り、また平成26年度予算額も参考とする。）

6. 外部監査の実施期間

自：平成26年6月13日 至：平成26年12月15日

7. 外部監査の方法

(1) 監査の主な要点

- ① 事務手続が関係する法令や条例等に準拠しているかどうか（合規性）
- ② 県民の身体・精神両面にわたる健康と長寿の実現に効果のある事業が行われているかどうか
- ③ 「あいち健康の森健康科学総合センター」の業務運営において民間の発想の導入による事業成果の向上及び自己収入の拡大が図られているかどうか
- ④ 関連する施設の管理・運営が3E（経済性・効率性・有効性）の観点から適切に実施されているかどうか
- ⑤ 関連する財政的援助団体における事業が県における事業と同様に適切に実施されているかどうか
- ⑥ 地方機関（保健所、衛生研究所、動物保護管理センター）における業務運営が3E（経済性・効率性・有効性）の観点から適切に執行されているかどうか
- ⑦ 健康対策、生活衛生対策及び医薬安全対策に係る本庁における事業が3E（経済性・効率性・有効性）の観点から適切に執行されているかどうか

(2) 主な監査手続

- ① 関連書類一式を閲覧し、合規性の検証のための関連規則等との照合を実施した。
- ② 経済性・効率性等の検証のために、どのような事務処理や業務改善等がなされているかについて、担当部署に対してヒアリング及び関連書類の調査・分析等を行った。
- ③ 必要と考えた施設等の現場視察を行った。

8. 外部監査の補助者

公認会計士5名、弁護士1名

第2 健康の保持・増進施策に関する概要

県における健康の保持・増進に係る施策は、健康担当局の健康対策課、生活衛生課及び医薬安全課において実施している。

(1) 健康対策課の施策

あいち健康の森健康科学総合センターを中心とした健康づくりの推進、生活習慣病対策、新型インフルエンザなどの感染症をはじめとする疾病の予防や医療の対策、難病への対策、原爆被爆者への援護対策など、県民の健康福祉の向上を目指した幅広い分野にわたる施策を所管している。

(2) 生活衛生課の施策

飲食に起因する衛生上の危害の防止、食に関する相談事業、生活衛生各種営業施設の監視指導、室内環境相談事業、衛生検査所の指導、飲用水衛生対策、動物の愛護対策などの施策を所管し、県民の日常生活に密接な業務を通じて公衆衛生の推進を図っている。

(3) 医薬安全課の施策

薬事法をはじめ、毒物及び劇物取締法、麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、薬剤師法等に関する施策を所管し、医薬品等の安全確保対策、毒物劇物による危害防止対策、健康危機管理対策、麻薬・覚醒剤等の薬物乱用防止対策、血液確保対策及び骨髄バンク推進対策を柱に、医薬安全施策を推進している。

あいち健康の森健康科学総合センター(以下、「あいち健康プラザ」という。)は、県民の健康づくりを総合的に推進する拠点施設として、健康開発館、健康科学館、健康情報館、健康宿泊館の4館から構成される施設である。各館は、それぞれの機能を持ち、県民の健康づくりを動機づけから実践指導まで幅広くサポートするとともに、指導者の養成、交流支援、研究・開発を行うなど、総合的な健康づくりを展開している。

「健康日本21 あいち新計画」は、県が平成13年に策定した「健康日本21 あいち計画(1次計画)」の課題を踏まえ、今後10年間の県の健康づくりの進むべき方向性を示すものとして、平成25年3月に策定した総合計画である。

第3 外部監査の結果

I あいち健康の森健康科学総合センター（愛称：あいち健康プラザ）

1. あいち健康プラザ全般について

① 基幹設備の更新について（意見）

あいち健康プラザは、平成9年のオープンから約17年が経過している。施設運営において必須の設備であるコージェネレーションシステム及び空調等自動制御機器については、オープン以来更新されておらず、速やかな更新が望まれる。あいち健康プラザは、約4万㎡の延床面積である4つの建物から構成されており、例えば、ESCO(Energy Service Company：エスコ)事業によれば更新費用は抑えることが可能と思われる。さらに、省エネルギー化を図れば、更新後の運転費用も圧縮できる。したがって、施設の更新に当たっては、省エネルギー化もあわせて検討することが望ましい。

② ヘルスツーリズムの取組状況について（意見）

ヘルスツーリズムについては、平成23年度から取組んでおり、提供人数も徐々に増加傾向にあるものの、実施規模としてはまだ試行段階といえる状況にある。今後、あいち健康の森における各施設との連携を一層密にして推進していくことが望まれる。

③ 健康づくりに係る成果の全国への発信の取組について（意見）

施設機能の面で全国的にトップレベルの施設であることは明らかであり、実績としても全国に発信していける成果を蓄積しているものと見受けられる。よって、今後においては、例えば民間企業や県外の自治体の健康づくりに係る指導者養成事業を実施するなど、全国に発信する取組の実施・拡大を検討することが望ましい。

④ 更新投資需要や費用対効果の検証を踏まえた今後の展開の検討について（意見）

あいち健康プラザの施設は、県において整備された公有財産であり、完成からすでに17年余りの年月が経過しており、行政コストが平成25年度だけで約18億円かかっていると推定される。また、当該施設について、固定資産データを活用して施設の中心である建物（及び附属設備）に係る将来の更新投資需要額について試算を行ったところ、当該施設を存続させるには今後30

年余りの間に約400億円の投資が必要となることが見込まれる。中長期的な観点で更新計画を策定するに当たって、実際の物品の利用頻度や今後の利用見込み、劣化度合いといった利用実態をも判断材料として総合的に推進することが求められる。

しかし、その前提として、当該施設を今後も存続させる必要性の観点から、県は行政コストに見合った成果を検証することが求められる。あいち健康の森に存在する医療、介護、研究、農業などの様々な機能を有する施設との連携で、日本全国あるいは世界での先駆的な取組を実施し、医療費の削減効果について明確な成果が認められれば、多額の行政コストもそれに見合ったものとの評価がなされるであろう。今後、中長期的な観点から従来の枠組みにとらわれない新しいあいち健康プラザのあり方について検討することが求められるものとする。

⑤ 「あいち健康の森」の運営に関する改善提案

ア. あいち健康プラザの運営の現況

平成 23 年度以降、あいち健康プラザの利用者数及び利用収入の実績は全体として拡大基調にある。これは、平成 23 年度より公募部分の指定管理者に選定された株式会社トヨタエンタプライズ・財団法人愛知県健康づくり振興事業団共同体により、様々な利用促進策が図られていることが挙げられる。一方、今回の監査において、運営上、以下の現況が明らかとなっている。

施設	現況
全般	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関によるアクセス：大府駅から民間バスの運送（1 時間 1～2 本）のみ（団体利用者除く） 基幹設備の劣化
開発館	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊型健康づくりプランの一部廃止
宿泊館	<ul style="list-style-type: none"> 大幅値引等による利用者確保 展望レストランの閉鎖
科学館	<ul style="list-style-type: none"> 設備の経年劣化の進展による魅力の低下
その他	<ul style="list-style-type: none"> ヘルスツーリズムは試行段階の状況

イ. あいち健康の森の運営統合機能の発揮について（意見）

あいち健康の森には、国内でも有数となる「健康づくり」「医療」「福祉」の専門施設が集積しており、それぞれの事業において部分的に連携が図られている。しかし、これらをコーディネートしてここでしかできないよう

な独自性の強い施策は生み出されていない。その要因のひとつとして、これら専門施設を統括する機能がないことが挙げられる。

昭和 62 年 6 月に策定された「あいち健康の森（仮称）基本構想」には次のような記載がされている。

複合施設として各施設の機能を相乗した効果を発揮させるために、「森」全体の運営を統合する中央施設が必要です。

しかし、その後の基本計画・実施計画を策定する過程で、施設面では、中央施設単体としての整備は見送られ、あいち健康の森全体の運営を統合する機能については、あいち健康プラザで担っていない。

あいち健康の森の将来構想やあり方は、平成 25 年度から新体制による「愛知県健康づくり推進協議会」（以下、「推進協議会」という）で一元管理することに見直された。しかし、平成 26 年度の推進協議会においてはあいち健康の森全体の将来構想やあり方は実際に検討されていない。よって、推進協議会においても運営統合機能が発揮されていないものとする。

したがって、運営統合機能を発揮させるための体制づくりが必要と考えられる。

ウ. 「あいち健康の森マネージャー（仮称）」の設置について（意見）

あいち健康の森において、運営統合機能が発揮されるためには、現実的には、推進協議会や連絡会議とは別に、あいち健康の森全体を専任で担当する者が調整役を担うことが効果的であると考えられる。全体の実務面について高度な識見を有し、各施設主体と円滑に意見交換を行いつつ、これらに明確な方向性を与える役割を担う、いわば「あいち健康の森マネージャー（仮称）」の設置について検討することが望まれる。

エ. 健康増進につながる生活習慣を体感・学習するための宿泊型プランの開発（意見）

今後、高齢者人口が増加していくにつれ医療費の膨張を可能な限り抑制するためにも、健康の保持・増進に関心の薄い人に関心を持って日常生活を送ってもらうようにするかが重要であり、健康の増進につながるような生活習慣を日常生活の各シーンにおいて体感・学習できるようなメニューをパッケージ化した宿泊型健康づくりサービスの提供が、当該施設の本来的あるべき姿であるとする。

あいち健康プラザ宿泊館においては、簡易型以外の健康度評価等とセッ

トの宿泊が全体の極一部にとどまっているなど、現状では本来あるべき施設利用がなされているとはいえない。

このようなサービスを提供するためには、プラン全体にわたって利用者に寄り添い日常生活の各シーンにおける健康的な生活習慣の重要性を指南する、ツアー旅行におけるツアーコンダクターのような役割を担う担当者の設置が重要になるものと考えられる。

オ. あいち健康プラザとあいち健康の森薬草園との連携について（意見）

薬草園は、自然との共生や薬・食を学ぶ場、子どもから高齢者まで誰もが楽しめる憩いの場として整備するものである。薬草に関する知識について講義する場としては、例えば、宿泊館の会議室、映像を中心とした多目的シアターを活用することができる。また、調製する場としては、開発館のクッキングルームを活用することができる。さらに、展望レストランから薬草園を見ながら、薬膳料理を食することも可能である。

薬草に関する知識から実体験、薬膳料理まで、総合的なサービスを提供するために、あいち健康プラザとの連携について検討することが望ましい。

カ. ウェルネスバレー構想との連携について（意見）

大府市と東浦町が進めるウェルネスバレー構想に対して、県は健康づくりに関するノウハウの活用、健康長寿産業振興事業の一環として、当該構想の推進に協力しており、さらなる連携が期待される。県の健康長寿産業振興事業では、医療機器分野あるいは生活支援ロボットを含む福祉用具分野を営む企業に対して、参入の検討から事業化までの支援を実施している。そのため、健康科学館において、当該支援を受けた医療機器あるいは福祉用具メーカー等から提供された製品の展示、さらには当該製品の利用方法を実演してもらうことが考えられる。

キ. あいち健康の森全体でのイベントの開催について（意見）

あいち健康の森の活性化には、あいち健康の森全体を知ってもらえるようなイベントの開催も必要と考える。あいち健康の森は、約90ヘクタールの広大なエリアであることから、エリア全体を回るウォーキングイベントが有用ではないかと考える。例えば、鉄道会社が開催するウォーキングイベントとタイアップして、駅を起終点としたコースを設定することが考えられ、なおかつコースを常設とすれば、県民がいつでも気軽に参加することが可能となる。さらに、「あいち健康マイレージ事業」のポイントの付与対象とすることにより、参加の動機付けに有用と考えられる。

2. 健康開発館について

① 健康開発館における健康度評価受検の周知方法について（意見）

健康開発館の初回利用者は、利用する前に、「健康度評価」のうちいずれかのコースを受検する必要があるが、利用者がやや認識しにくい表示になっている。当該事項をより明瞭に周知し、できるだけ施設を訪れる前に認識の上で初回利用を行えるようにすることが、利用者満足度の維持向上に資するものと考えられるため、改善策について検討されたい。

② 健康開発館における宿泊型健康づくりプランについて（意見）

健康開発館で実施されている健康づくり教室のうち、健康宿泊館を利用し健康づくりに取り組んでいる教室の利用者数が年々減少している。利用者が不満に思う点について課題として取り組むことによりプランを改善していくことで、利用者の潜在的な需要を喚起し、利用者の増加につなげていくことが望ましい。

③ 医療機器の定期的な更新について（意見）

健康開発館の健康度評価に使用されている医療機器等は、平成9年のオープンから約17年使い続けているものが多い。医療機器等が使用できなくなった場合、県民の利用満足度の低下の原因となり、収入減となってしまうため、更新の優先順位を決めて、速やかに更新することが望ましい。

3. 健康宿泊館（あいち健康の森プラザホテル）について

① 健康宿泊館の利用料の運用について（指摘）

正規の宿泊料金については、センター条例の定めに従って、許容範囲内の料金設定で運用されている。しかしながら、ある時期のスイートルームについては、期間限定プランとして、指定管理者が販売促進費として負担する形で、正規料金から50%値引いた宿泊料金での提供を行っており、センター条例の許容する利用料金の範囲外での運用となっている。値引施策について慎重に検討する必要がある。

② 健康宿泊館の利用目的の再定義について（意見）

健康宿泊館の利用目的については、滞在型健康づくり教室のほか、企業の宿泊研修、高校・大学の合宿、温泉保養、近隣観光地の拠点等と説明している。しかし、健康度評価等との関連での宿泊利用者の割合は1%にも満たない状況であり、健康づくりの拠点として十分に活用されているとはいえない。様々な宿泊型健康づくりプランを提案し、推進していくことにより宿泊利用

者を増加させ、需要を掘り起こすことが望まれる。

③ 健康宿泊館の宿泊料金の弾力的運用による利用率の向上について（意見）

宿泊室の利用率は5割を下回っており、施設が有効活用されているとはいえない状況にある。多額の初期投資に加えて、人件費、管理費等の経費から利用料金収入見込を差引いた額の指定管理料が毎年県から拠出されており、そのほとんどが固定費であることから、当施設の利用率の向上は急務であるが、宿泊料金については、開設当初より見直しがされていない状況であった。民間施設では直前割引や早期予約割引等が利用率を上げるための有効な手段として利用されており、他の宿泊施設と同じ土俵で競うのならば、割引施策の導入について検討することも考えられる。

④ 健康宿泊館内のレストランが担うべき機能について（意見）

宿泊館の3階及び最上階11階においてレストランを運営する仕様となっている。11階のレストランは閉鎖されているが、眺望は良好であり、健康づくりにつながる食事メニューを取揃えた宿泊プランの提供等ができれば、宿泊館の魅力の創出につながるものと考えられる。よって、健康づくり支援施策、食育推進の実施拠点としての機能を与え、そうした機能を発揮できるような民間の創意工夫を採り入れる方策を検討することが適切であると考えられる。

4. 健康科学館について

① 使用不能の展示物の修繕について（意見）

常設展示のⅠ室 からだの科学及びⅢ室 脳の科学において、「調整中」と貼られた使用不能の展示物が何か所かあった。健康づくりのための知識を習得する目的が達成できないおそれがあるため、県との協議の上、修繕方針について、十分検討することが望ましい。

② 常設展示のリニューアルの検討について（意見）

健康科学館の常設展示は、平成9年のオープン以来約17年同じであり、リニューアルが必要な時期にきている。単に施設の更新のみを検討するのではなく、子供に対する健康づくりの大切さの啓発から、成人の健康づくりの実践に至るまで興味を持ってもらうために、あいち健康の森全体における健康科学館の位置づけを明確にするために、推進協議会及び連絡会議で十分な検討を行うことが望ましい。

③ 健康科学館と子どもの森との連携について（意見）

健康科学館は、子どもから高齢者まで幅広く対象としているが、総入場者数のうち6割近くが中学生以下となっており、子どもによる利用に牽引されている。子どもにとっての何よりの運動は遊びであり、あいち健康の森全体を見渡せば、子どもの森には魅力的な遊具があり、子ども向けの設備は整っている。健康科学館と子どもの森がイベントを同時開催して周知徹底する等、さらなる健康科学館への誘客策を検討することが望ましい。

④ 健康科学館の多目的シアターの利用方法について（意見）

多目的シアターでは、迫力ある200インチのハイビジョン映像で健康づくりに関連した映画を上映しているが、独自に映像を持ち込むことによる視聴の需要もある。現状、当施設は貸館の対象となっていないが、健康科学館の有効活用を促すべく、貸館の対象に含めることが望まれる。

Ⅱ 公益財団法人愛知県健康づくり振興事業団（Ⅰに係るものを除く）

1. 公益財団法人愛知県健康づくり振興事業団の財務事務について

① 退職給付引当金の計上について（意見）

退職給付引当金の計上基準は、退職金自己都合要支給額に相当する金額であるが、事業団では年度末における退職金自己都合要支給額より約2千万円上積みした金額を計上している。定年退職の可能性が高く、定年退職時に給付すると見込まれる額を引当計上することが妥当と判断した場合は、会計方針の見直しを含め、退職給付引当金の計上基準を検討する必要がある。

② 契約単位の見直しについて（意見）

医療・検査機器保守点検業務業務については、検査機器別の予定価格が200万円未満であるため、随意契約の方法により契約を締結している。しかし、業務の内容及び契約期間が同一であることから、機器ごとの区分でなく一括委託を行うことが合理的である。この件について一括委託を行った場合、予定価格が200万円以上となることから、競争入札の方法が採用され、さらなる契約金額の引下げができた可能性がある。今後はこのような件については契約単位を見直し、一括委託を行うことが望ましい。

③ 所属研究者に対する科学研究費補助金について（意見）

事業団に所属する2名の研究者が厚生労働科学研究費補助金事業を実施し

ており、当該補助金については全額直接経費として研究者に配分されていた。しかし、実際には当該補助金による事業の管理業務の一部を事業団職員が実施していた。少なくとも当該部分については区分を行い、研究者と協議の上で間接経費の配分を受けることを検討されたい。

2. 総合健診センターについて

① 劇物の管理状況について（意見）

ア. 劇物を鍵のかかる保管庫で管理していないケース

鍵のかかるキャビネットで保管していない劇物が存在した。盗難等によって紛失した場合の管理責任の観点から、厳重に管理することが望ましい。

イ. 機械設置業者が持参した劇物を出納簿に記載していないケース

出納簿に記載されていない劇物が存在した。検査装置設置時にメーカーが持参したものであるが、購入品であるか否かを問わず、保管している劇物については、帳簿に記載し処分するまで厳重に管理することが望ましい。

ウ. 使用中の劇物を出納簿への記載方法について

使用開始するために開封した時点で「払出」欄に数量を記載することとしており、使用中の数量は特に管理していないが、使用中のものが1本とは限らないため、使用中の数量の管理は必要と考える。

② 機器備品の除却漏れについて（意見）

資産No. 0501500144のX線テレビ装置について、現物はすでに除却済みであるにも関わらず、台帳上は登録されたままの状態であった。現物を除却した後、速やかに帳簿処理を実施すべきである。

③ 無償譲渡資産の管理について（意見）

豊明市事務所の胃がん健診車両1台の記載が台帳から漏れていた。当該車両は無償で譲渡された際に一般的な耐用年数を超過していたため、固定資産台帳へ記録しなかったとのことである。昭和区永金町事務所においても、同様に台帳に登録されていない検診車があった。資産取得後の管理上の観点からは備忘価額でも台帳に登録することが望ましい。

④ 債権の滞留管理について（意見）

検診業務に係る取引先は、慣行として、自治体は通常1か月以内に、その他の業者は通常1か月強が経過するまでに入金してくるが、未収金残高明細によると、請求から1か月超のものは23万2千円であり、中には3か月超のものもあり、より早期の回収が望まれる。

また、取引先への請求書に納付期限が記載されていなかった。督促業務にかかるコストの抑制のため、納付期限を明記することを検討されたい。

⑤ 委託料の妥当性の根拠について（意見）

先天性代謝異常等検査は、県と事業団との間で委託契約を締結しているが、平成 25 年度は、新たにタンデムマス法という検査方法を導入した初年度であったため、契約金額の積算根拠はなかった。このような状況であっても、県は費用総額の見積りの妥当性に係る判断根拠を残すことが必要である。

⑥ 機器備品の取得方法に係る選択について（意見）

タンデムマススクリーニングに使用する機器についてリース契約を締結しているが、ファイナンスリース契約であり、その経済的実態は購入である。機器備品のフルコストを把握した上で、実際の物品の利用実態をも含めて、総合的な観点から取得方法を選択することが適切であると考ええる。

⑦ 検診事業のあり方に関する中長期的な検討について（意見）

主のがんや結核及び生活習慣病に係る検診を巡回方式により実施しているが、医療機関や異業種からの新規参入が増加し、競争が激化している。一部の検診車は 20 年以上使い続けているものがあるが、その更新には多額の投資を要する。検診事業は今後、収支が厳しくなる一方で、高額な検診車の設備投資額の回収を図っていくことが予想されるため、中長期的な観点から、検診車の整備計画を含め、公益目的事業としての検診事業の将来のあり方を検討する必要がある。

3. 愛知県健康づくり振興事業団補助金について

① 補助金の範囲・方法の見直しについて（意見）

法人全体では黒字となっており、管理運営に係る補助の必要性は失われていると考えられるため、県は事業団の財務状況の今後の見通しを精査し、管理運営に係る補助金の必要性について見直すことを検討されたい。

また、検診車駐車場賃借料に係る補助金の対象事業である健診・検査事業は、自立性の高い事業であるが、へき地への巡回検診といった採算性が悪いが公益性に鑑み受入れ実施しているものも含まれる。公益性の強い事業展開の部分に対し補助の必要性が認められるべきであることから、例えば、へき地への巡回検診の実施時に 1 回当たりの補助金額を定めた事業補助方式に変更することを検討されたい。

Ⅲ 保健所

1. 機関の概要

県は、12の保健所と9の保健分室を設置している。保健所が実施する地域保健対策事業は、関係法令に基づく施策の集合体であり、専門的、技術的な対人保健及び対物保健、また、教育・研修や技術的助言などの市町村支援、医療圏内の調整など広域的な保健衛生サービスの事業を実施している。

今回の監査では、上述の12保健所のうち、一宮保健所（広域監視指導の拠点保健所）、衣浦東部保健所（同左）及び西尾保健所（左記以外の保健所）の3所を現場視察の対象とした。

2. 監視・指導業務について

① 監視・指導の計画・実績対比及びモニタリング・評価について（意見）

各種分野における監視・指導業務は、年度ごとに本庁（県医薬安全課・生活衛生課）で全体計画を策定し、本庁から各保健所に対し計画数が指示されるが、明瞭な実績との対比はされていない。またその対比状況についてモニタリングがなされておらず、最終評価がなされていない。

今回往査した保健所の一部では、一部の監視指導項目において計画数を実績が下回っていたが、監視・指導業務の実施状況のモニタリングが一部を除き年度末の1回のみであることにも要因があると考えられる。一定期間ごとに累計実績を計画と対比する形で報告がなされれば、本庁が適時に執行状況の良否を把握し各保健所に指示・支援等を行うことができるものとする。

② 無許可・無確認施設の監視・指導について（意見）

保健所は、無許可・無確認施設を把握した場合には優先的に監視・指導を実施しているが、実績報告は許可・確認施設のみを対象としているため、無許可・無確認施設に対する監視・指導の実績把握が行われていない。監視計画においては、無許可・無確認施設に対する監視・指導を優先的に実施することを明文化するとともに、無許可・無確認施設に対する監視・指導実績についても把握することが望ましい。

③ 監視・指導結果報告書への記載漏れについて（指摘）

西尾保健所における平成25年度の環境衛生の報告書において、理美容所の指導件数が記載から漏れていた。保健所は、理美容所から提出される「自主管理点検表」の件数を指導件数として報告しているが、当年度はその件数自体を把握していなかった。

④ 指導結果の管理保管について（意見）

西尾保健所において、簡易専用水道の指導結果について、記録が残されておらず、指導を行った施設について、簡易専用水道一覧にマーカーが付されているのみとなっていた。客観的にその結果を確認することができず、適切な状況とはいえない。監視指導記録を保存されることが望まれる。

⑤ 監視・指導時の記録の簡略化について（意見）

西尾保健所において、麻薬の監視指導記録が簡略化された様式によって作成されており、保管庫の状況及び帳簿の状況の2点しかチェックしていないように見受けられる。実施すべき手続が実際になされていることを示すための書類として、所定の記録票による指導業務の実施とその保存が必要である。

⑥ 未引取の食品営業許可証について（意見）

衣浦東部保健所において、食品営業許可証が引取られないまま保管されていた。許可期間において営業を行うかどうか確認し、営業を行う場合は営業許可証を掲示するよう指導することが望ましい。

⑦ 毒物劇物の管理状況の確認方法について（意見）

西尾保健所において、毒物劇物の廃棄の確認にあたって、廃棄委託先が発行するマニフェストの確認等を実施していない。また、毒物劇物の受払簿の確認が現場監視指導における実施項目に含まれていない。廃棄マニフェストの確認と受払簿との整合性までみることによって、毒物劇物の管理状況の把握が適正になし得るものと考えられるため、県は、マニフェストの確認及び受払簿の確認を毒物劇物の監視指導票に含めることを検討されたい。

3. 検査用試薬の管理について

① GLP「試薬管理記録表」払出記録の漏れについて（指摘）

一宮保健所において、劇物指定されている『ピクリン酸 化学用 500g』のうち過去に廃棄を行った試薬について、本来「試薬管理記録表」に記載すべき廃棄の記載が適切に反映されていなかった。

また、衣浦東部保健所において、劇物指定されている『ヨウ素 25g』のうち過去に使用済となった試薬について、本来「試薬管理記録表」に記載すべき払出の記載が適切に反映されていなかった。

これらについては、「毒物・劇物等台帳」と「試薬管理記録表」の照合が実施されていれば、適切に修正されていたものと考えられることから、統制

の運用の見直しが求められるものである。

② 網羅的な「試薬管理記録表」の作成について（意見）

「試薬管理記録表」は、G L Pの仕組み上、食品・水質検査に使用する試薬に限定して作成がなされており、同一の試薬であっても、使用目的がG L P試験に該当しない場合には、作成がなされていない。当該管理記録表は、試薬のロット番号や開封及び廃棄が試薬ごとに網羅的に表示されており、適正な管理の観点から、毒物・劇物の管理においても詳細に記録することの必要性について検討の余地があるものとする。

③ 受払簿の数量管理について（意見）

「毒物・劇物等台帳」により毒物及び劇物の受払管理を行っているが、試薬瓶の本数管理となっている。重量管理を行っていない劇物はもちろん、毒物についても、異常な減少が発見された場合において月に1度の重量管理は、盗難や紛失の適時での発見が困難といえる。毒物及び劇物の盗難や紛失防止はもちろんのこと、検査実施者にあらぬ疑いをかけないという実務者保護の観点からも、より頻度の高い管理が望ましい。

④ 入手からの経過年月が長期にわたる試薬について（意見）

衣浦東部保健所において、使用実績のない試薬が長期にわたって保有されている。これら試薬の多くは、他の保健所との統廃合時に受入れたものとのことであった。管理リスクを低減するという観点からも、今後の使用が見込めない試薬については、適時に廃却処理を行うなど定期的に見直しを行うことが望まれる。

4. 財産管理について

① 未利用状態にある建物の利活用の検討について（意見）

元加茂保健所足助支所の建物については、豊田市への無償貸付が終了した平成20年4月以降、遊休状態にある。当建物は、建設に約1億4千万円かかっており、特に老朽化が進んでいるものではないため、今後においても有効活用を継続的に検討することが望まれる。

② 保健所等における試験検査室の利用状況について（意見）

平成16年4月に試験検査グループが集約された結果、試験検査が行われなくなった元試験検査室は、一部の保健所・分室については他の部署・機関等による利用に至っているが、主として倉庫等の保管スペースとして使用さ

れている場所は約 1,000 m²ある。これらは低利用の状態にあるものといえるため、今後においても有効活用を継続的に検討することが望まれる。

③ 物品の取得方法に係る選択について（意見）

衣浦東部保健所のリース物品について、リースにより取得した場合と購入により取得した場合の総合的な観点からの比較検討はなされていなかった。機器備品のフルコストを把握した上で、実際の物品の利用実態をも含めて、総合的な観点から取得方法を選択することが適切であると考ええる。

IV 衛生研究所

1. 機関の概要

衛生研究所は、県の公衆衛生に関する科学的・技術的中核機関として、感染症・食中毒など健康危機対応はじめ、食品・水道水・医薬品の安全に関する試験検査研究、感染症発生動向調査や疫学情報の提供・解析、ウェブや印刷物による情報発信及び研修指導を通じ、県民の健康を守り増進する役割を担っている。

2. 調査研究について

① 科学研究費補助金に係る間接経費分の簿外処理について（意見）

所属研究者に対する科学研究費補助金の間接経費分について、衛生研究所は機関として受入れ、管理経費等に充てているが、簿外処理となっていた。本来県の歳出・歳入に計上すべきものであり、今後において適切な執行を要望する。また、複数年度にわたる使用方法について、関係部局を交えて検討されたい。

3. 検査用試薬等の管理について

① 劇物受払簿の記録漏れについて（指摘）

ア. 受入時の記録漏れ[生活科学研究室]

2種類の劇物が普通薬として扱われており、鍵付きの棚に保管されていたものの、受払簿による管理がなされていなかった。薬品の受入時に劇物として受払簿に記録されなかったことに起因するものと考えられる。受入時の受払簿への記録を徹底するとともに、定期的に薬品棚の点検を実施し、受払簿に記録のない毒物劇物がないか確認する必要がある。

イ. 払出時の記録漏れ[医薬食品研究室]

1 種類の劇物について、払出時の記録・確認漏れ及び受払簿と実数の不一致が発見された。払出時の受払簿への記録及び確認を徹底するとともに、正確な現物確認を実施する必要がある。

② 受払簿の様式の整備について（意見）

毒物劇物管理は、本数単位で受払簿の記録が行われている。毒物は、それに加えて重量単位で記録を行っている研究室もあるが、全所的には行われておらず、劇物は重量単位での記録は行われていない。盗難・紛失を防止・発見するため、重量単位での記録に関するルールを定めるとともに受払簿の様式を整備することが望ましい。

③ 危険ドラッグ（検体）の管理について（意見）

危険ドラッグの成分検査を実施しているが、保管・管理に関するルールが定められておらず、受入時は管理しているが払出の記録管理は行っていない。また棚卸も行っていない。成分が不明で違法薬物及び指定薬物等が含まれる可能性もあることから、紛失・盗難を防止・発見するため、保管・管理に関するルールを整備し、払出の管理及び棚卸についても実施することが望ましい。

4. 物品管理について

① 老朽化して使用できない備品について（意見）

老朽化して使用できない備品が保管されていたが、修理不可の状態である。「使用をすることができない物品が生じたときは、不用決定調書により不用の決定をしなければならない」ため、当該備品の処分について決定されたい。

② 検査機器の取得方法に係る選択について（意見）

液体クロマトグラフ装置、液体クロマトグラフ質量分析装置及びガスクロマトグラフ質量分析装置についてリースにより取得しているが、その意思決定の過程では、購入見積金額とリース料金額を比較したのみであった。物品のフルコストを把握した上で、実際の物品の利用実態をも含めて、総合的な観点から取得方法を選択することが適切であると考えられる。

V 動物保護管理センター

1. 機関の概要

動物保護管理センターは、昭和 62 年 4 月に豊田市穂積町新屋に設置され、現在は 1 本所 3 支所体制となっている。主な事業として、動物の愛護及び管理に関する事業と狂犬病予防法等に関する事業がある。

2. 登録・飼養許可・立入検査業務について

① 特定動物のマイクロチップ埋め込み延期証明書の失効について（指 摘）

マイクロチップ埋め込み延期証明書が発行された特定動物（ワニガメ）について、有効期間経過後も埋め込みがなされないまま 1 年余りが経過していた案件があった。特定動物による人への危害防止の観点から、埋込み延期証明書の有効期限については当機関において事前の周知・指導によりルールの遵守を徹底することが必要である。

3. 物品管理について

① 現在使用されていない備品について（意 見）

現在実施されている試験検査の項目は一部に限られており、使用されなくなった検査機器は現在も試験検査室内に保管されている。また、現在 X 線検査も実施されておらず、X 線装置及び現像装置等の備品は使用されていない。将来使用する可能性があるため保管しているとのことだが、定期的に将来の使用見込みを検討し、不用品については、転用や処分することが望まれる。

② 月次の棚卸記録の記載について（意 見）

動物用医薬品等の受払簿の作成及び管理、月次での棚卸管理等を実施しているが、月次の棚卸において、前月より変動のないものは、当月の確認印等の記録はされていない。変動がない場合でも記録を残すことが望ましい。

VI 本庁における事業

1. 健康日本21あいち新計画について

① 各指標値の全国における相対的水準の考慮について（意 見）

県の健康寿命は、全国でもトップレベルにあり、当該計画における基本目標として、さらに延伸することを掲げている。しかし、がんの年齢調整死亡率は、一部の部位では全国平均よりやや死亡率が高い傾向がみられた。また、

「1日当たり野菜摂取量」は全国で最下位である。こうした各指標の全国における相対的水準について積極的に情報発信していくこと、特に県が低水準にある指標について改善のための具体的施策を検討することが、長期的な計画の推進と基本目標の達成につながるものとする。

2. B型・C型肝炎患者医療給付事務処理業務委託について

① 契約金額の積算資料の整備について（意見）

平成20年度は、新規事業であり算出が難しいとの理由から契約金額の積算資料が作成されておらず、平成21年度及び平成22年度も、同様の理由で作成されていない。新規事業の場合でも、委託先の見積明細や実績等に基づき、契約金額算定の根拠資料を作成することを検討されたい。

② 契約金額の積算方法について（意見）

平成23年度以降は、実績等に基づき契約金額の積算資料が作成されており、データ入力に係る費用は申請書等件数×単価で計算されているが、以下のような課題があると考えられる。

- ア. 申請書等の予定件数の算定根拠が不明であり、明確にする必要がある。
- イ. 予定件数と実際の件数に乖離があり、算定方法を見直す必要がある。

3. 公衆浴場設備整備費補助金について

① 補助方法の見直しについて（意見）

現在、経営者のうち60歳以上の割合が全体の7割を占め、6割が後継者のいない状況にあり、一律に補助金を交付する方法が最適かどうかについて考え直す時期に来ているものと考えられる。経営者の事業継続に対する意欲等、経営状況の実態を事前に調査・確認し、事業継続性が高いと見込まれることを補助対象者の要件とするなど、補助方法の見直しを検討されたい。

4. 危険ドラッグ対策について

① インターネット販売に対する監視強化の検討について（意見）

危険ドラッグ販売の監視対象は、実店舗における販売店舗に限られており、インターネット等による販売の調査等には及んでおらず、その結果、ネット販売業の正確な数は把握されていない。しかしながら、インターネットを介したドラッグ販売は、実店舗の閉鎖による減少の影響も併せ、今後増加して主流となっていく恐れもあると考えられる。警察組織等との連携を深め、ネット販売情報の入手、監視の強化に向けた検討が望まれる。

5. 保健所及び衛生研究所における行政サービスに係る手数料及びあいち健康プラザの施設に係る使用料等の算定方法について

① 保健所及び衛生研究所の行政サービスに係る手数料に係る考え方について（意見）

保健所及び衛生研究所の行政サービスに係る手数料は、決算額に基づく検証は必ずしも行われていない。実態を把握するためにも、一定期間ごとに検証を行うことも考慮に値するものと考えられる。

② 各種事務の手数料及び公の施設の使用料の算定基準について（意見）

保健所及び衛生研究所に係る行政サービスの手数料については、原価を基準として決定する方式となっており、他の自治体等との比較を行った上で決定されている。また、公の施設の使用料については、維持管理費を考慮し、県や民間が所有している他の同様の施設との比較により決定されている。

行政サービスに係る手数料及び公の施設の使用料等について、どのような設定基準が有効な手段となり得るか、ということは、多くの市町村で検討され見直しが進んでいるところである。他団体の考え方を参考に、公的関与の必要性と公益性という2つの観点から当該事務や公の施設を分類し、これに応じて総費用に受益者負担率を乗じることにより、総費用のうち、受益者が負担すべき費用を算出した上で、1件当たりの手数料及び使用料を検証するといった手法も、公の施設の使用料や公のサービスに係る手数料を設定・改定する際のアプローチとして参考になるものと考えられる。

③ 健康科学館の入場料金について（意見）

健康科学館は、常設展示入場料については、健康づくりの普及啓発活動を目的とした施設であることから、広く利用されることを重視し、利用者に最小限の負担の料金設定としている。また、県立の展示施設の料金との均衡を考えて設定されている。健康科学館の入場料について改定する場合に、先述した手法もアプローチのひとつとして参考になるものと考えられる。

④ ウイルス、リケッチア及びクラミジア分離同定検査の手数料について（意見）

衛生研究所において、保健衛生事務として実施されるウイルス、リケッチア及びクラミジア分離同定検査について、平成24年度の取扱実績がゼロであったことから、手数料の額の積算においては1件当たりの減価償却費をゼロとして認識している。受益者に適正な負担を望むためには、処理件数がゼロである当該検査について目標利用件数を用いるなど、他の積算方法による

検証を行うことが望ましい。

6. 保健所及び衛生研究所における手数料の徴収方法について

① 保健所における手数料徴収について（意見）

保健所手数料徴収要領において、「定期的に検査依頼等の見込まれる団体」の手数料徴収について、現金による取扱いをしないことができると定められており、その審査基準は、事業に継続性が認められ、定期的に検査依頼等が見込まれること及び収入未済の発生する恐れのないこととされている。

しかしながら、「収入未済の発生する恐れのないこと」という重大な審査項目について具体的・客観的指標を示しておらず、また、民間団体に係る債権回収のリスクについては、専門家でもその判断が難しい。

よって、保健所における試験検査手数料の後払については、国や地方公共団体以外の民間団体には認めないとするのが債権管理上適切と考えられるため、検討されたい。

② 「保健所手数料徴収要領」に係る一部規定の廃止について（意見）

「保健所手数料徴収要領」に規定されている「10人以上をまとめた団体（任意団体を除く）」は、学園祭等で模擬店等を開催する場合等に適用されているが、保健所長による審査すらなくして後払が可能となっている。債権回収リスクについては先述のとおりであり、当該規定の廃止を検討されたい。

③ 衛生研究所における試験検査手数料の徴収について（意見）

試験検査手数料の徴収事務に関しては、収入事務担当者レベルでマニュアルが作成されており、民間団体について、納入通知書による後払が例外的に認められている。保健所のように規定が整備されているわけでもなく、過去からの慣習で運用されている。平成25年度における民間団体の利用実績を確認したところ、1日当たりの依頼で百万円を下らない日もあった。この場合の債権回収リスクは県民が負うことになるため、前払によることが望まれ、そのような要領の整備を検討されたい。